

生駒市監査委員告示第5号

生駒市監査委員事務局処務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月30日

生駒市代表監査委員 藤本 勝美

生駒市監査委員事務局処務規程の一部を改正する告示

生駒市監査委員事務局処務規程（昭和48年3月生駒市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び主任」を「、主任、主事及び事務員」に改め、同条第3項中「及び主任」を「、主任及び主事」に改める。

第3条第6項の次に次の1項を加える。

7 主事及び事務員は、上司の命を受けて事務に従事する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。